

第11回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 3年11月 5日(金) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番	白 石 淳 一	2番	星 野 芳 寿
5番	遠 藤 由理子	4番	石 井 武 久
7番	高 井 武 男	6番	宮 下 庄 吉
9番	萩 原 正 道	8番	生 方 芳 光
11番	金 井 繁 行	10番	中 村 順 子
13番	井 上 正 文 (会長)	12番	星 野 博 一
15番	小 林 由喜子	14番	牛 口 長 明

・欠席

3番 遠 西 美 子

・遅刻

・早退

・農業委員会事務局職員

事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主幹	真 庭 弘 明
副主幹	佐 藤 エリカ

事務局次長	<p>開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。</p> <p>本日、3番遠西美子委員より欠席の届出がございました。</p> <p>在任委員15名中、現在の出席委員は、14名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。</p> <p>はじめに、井上会長よりごあいさつをいただき、引き続き進行をお願いいたします。</p>	
議長 (井上会長)	2. 開会及び会長あいさつ	午後1時30分
議長	<p>3. 議事録署名委員の指名について 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>沼田市農業委員会会議規則により、議長において、9番萩原正道委員、10番中村順子委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。</p>	午後1時31分
議長	4. 諸般の報告	午後1時31分
事務局員	<p>議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。</p> <p>事務局より順次、報告をお願いします</p> <p>下記について報告</p> <p>(1) 農地復元届について</p> <p>(2) 許可取消願ひについて</p> <p>(3) 群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果及び沼田市地域開発指導要綱に基づく事前協議の結果について農地復元届について</p>	
議長	これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。	
議長	5. 付議事件	午後1時35分
事務局員	<p>議案第54号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。</p> <p>議案説明 4件</p> <p>(議案内容説明)</p>	
議長	<p>説明が終わりました。審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願ひいたします。</p> <p>まず1番</p> <p>続きまして2番</p> <p>続きまして3番</p> <p>続きまして4番</p> <p>ご意見等あればお願ひいたします。</p>	

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第54号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第54号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第55号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第55号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第55号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第56号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番
ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第56号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたします。

次に議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明14件

事務局員

(議案内容説明)

説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番
続きまして2番
続きまして3番
続きまして4番
続きまして5番
続きまして6番
続きまして7番
続きまして8番
続きまして9番
続きまして10番
続きまして11番
続きまして12番
続きまして13番
続きまして14番

2番

14番の案件について、4か月でこのような広い面積をどのように行うのか教えてください。

事務局員 埋蔵文化財が包蔵されているか確認するための試掘になりますので、全体を発掘するものではありません。

2番 わかりました。

議長 ご意見等あればお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。
議案第57号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第58号「競売農地の農地法第5条買受適格証明願について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明3件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番
続きまして2番
続きまして3番

議長 これは、競売農地の買受を希望する者が3人いて、これから競売が行われるとの考えでよいでしょうか。

事務局員 はい。先月の買受適格証明願出とあわせて5人の願い出がありました。

2番 3件とも必要経費が104万円になっている理由は何か

事務局員 買受可能価額として、期間入札の公告で示された金額となります。

2番 わかりました。

議長 ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第58号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第58号「競売農地の農地法第5条買受適格証明願について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第59号「農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。

なお、1番の案件は「農業委員会等に関する法律」第31条で定める「議事参与の制限」に当たりますので、11番委員の退席を求めます。

退席

11番

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議長

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

ご意見等あればお願いいたします。

2番

土地について所有者不明とあるが誰に地代を払っているのですか。

事務局員

相続放棄とのことで供託となります。

2番

わかりました。

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第59号については、計画のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第59号「農用地利用配分計画(案)について」は、計画(案)のとおりこれを承認し、市長に回答いたします。

ここで11番委員の入室を認めます。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了

午後2時26分

6. 協議事項

- (1) 令和3年度沼田市農地等の利用最適化の推進施策に関する意見（案）について
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 行事予定について
- (2) その他

8. 閉 会

終了

午後2時58分